

海外先進国の金融教育推進に向けた戦略と取り組み

日本総合研究所

調査部 次長 兼 金融リサーチセンター 主任研究員 野村 拓也



～要旨～

わが国では、足元で金融教育への注目度が高まるなか、「基本的な方針」を策定し、それを踏まえて金融教育関連施策を幅広く展開していく方針である。一方で世界に目を向けると、わが国に先行して金融教育に係る戦略を策定・公表している先進国も複数存在する。英国では、金融面の幸福・充足を意味する「金融ウェルビーイング」確保に向けた取り組みを実施しているほか、フィンランドでは、金融知識を実際の金融行動に繋げる取り組みを推進している。また、カナダでは、個人の金融面での健全性を意味する「金融レジリエンス」の構築に向けた取り組みを充実させており、豪州では、金融知識・金融スキル・金融面での自信・姿勢を組み合わせた「金融ケイパビリティ」の強化に係る取り組みを展開している。本稿では、こうした国々における事例を整理し、わが国の金融教育に対する示唆を得る。

1 はじめに

わが国政府は2022年11月、「安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実」を取り組みの柱の1つとした「資産所得倍増プラン」を公表した。同プランでは、官民連携組織である金融経済教育推進機構の設置や、同機構を中心とした学校・企業向けの出張授業やシンポジウムの開催、そして各種取り組みを国全体として総合的かつ計画的に推進する「基本的な方針」を策定することが明記された。そして2023年11月に可決・成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」において、金融庁がこの「基本的な方針」を策定することが盛り込まれ、金融庁は本年2月、「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推

進に関する基本的な方針（案）」（以下、基本的な方針）を提示した。

このように、わが国では、政府が策定した「基本的な方針」に基づき、金融教育を充実させる施策が展開されていく見通しであるが、金融教育に係る取り組みで先行している海外の先進国では、近年金融教育に関する戦略等の公表が相次いでいる（表1）。以下では、西欧の英国、北欧のフィンランド、北米のカナダ、オセアニアの豪州を例にとり、どのような戦略の下で、世界の先進国が金融教育を推進し、国民の金融リテラシーを向上させているか整理する。また、こうした国々で実施されている施策の中で、わが国にとって特に示唆に富むものを取り上げる。

表1 海外先進国における近年の金融教育に係る戦略等

年月	国名	公表主体	公表物
2022年2月	豪州	連邦政府	National Financial Capability Strategy
2021年9月	オーストリア	財務省	National Financial Literacy Strategy for Austria
2021年7月	カナダ	金融消費者庁	National Financial Literacy Strategy 2021-2026
2021年4月	ニュージーランド	政府外郭団体	Strategy for Financial Capability (2021-2024)
2021年1月	フィンランド	中央銀行	Proposal for a national strategy to promote financial literacy in Finland
2020年9月	米国	専門委員会	National Strategy for Financial Literacy 2020
2020年1月	英国	政府外郭団体	The UK Strategy for Financial Wellbeing 2020-203

(資料) 各公表主体を基に日本総合研究所作成

2 英国：金融ウェルビーイング確保に向けた取り組み

(1) 金融教育に係る戦略

① The UK Strategy for Financial Wellbeing

英国では、2020年1月に政府の外郭機関 Money and Pensions Services (MaPS) が、金融ウェルビーイング（金融面の幸福・充足）を確保するための10年間の戦略「The UK Strategy for Financial Wellbeing」を公表した。この戦略では、若年層に対する金融教育を金融ウェルビーイング実現に向けた基盤と位置付け、KPIの一つとして「有意義な金融教育を受ける子供と若者を現行対比200万人増やす」ことを掲げている。また、この目標を達成するためには、「学校において、金融教育を授けるための知識・スキル・自信を持つ教師を増やす」ほか、「記憶に残る金融教育を提供できる学校を増やす」、「家庭において、銀行口座などを利用した予算計画と支出を含めて、お金を管理する経験と責任を得る子供を増やす」といった変化が必要であると指摘している。

② Financial education in a digital world

英中銀であるイングランド銀行が2022年3

月に公表した「Financial education in a digital world」（以下、英報告書）では、若年層に対する金融教育の取り組みを整理したうえで、カリキュラム面の課題や金融教育に係るリソースの多様化の進展等を指摘している。

具体的に、カリキュラム面では、英国の金融教育は、非法定教科 PSHE (Personal Social Health and Economic) の一環として実施されることが多いほか、法定教科の「コア」に分類される「数学」や、「基盤」に分類される「シチズンシップ」の中でも、中等教育（11～14歳）以降の学生を対象に実施されている。この点に関して、英報告書は、法定教科の数学の授業において金融教育を組み込んだ場合と、組み込まなかった場合を比較した調査において、学力スコアに大きな差がつくことが示されていることを紹介する一方、「パンデミック後は、授業枠を巡る競争等により、PSHE あるいはシチズンシップといった非コアの教科に対する（時間短縮の）プレッシャーが非常に大きい」とも指摘している。つまり、金融教育がコアでない教科に組み込まれている場合、コロナ禍のように不可抗力で授業枠が限られる状況では削減される可能性があることから、金融教育がコアの法定教科に組み込

まれていない状態は問題である、との認識を示している。

また、英報告書では、「オンラインリソースや学校での金融教育の提供体制に不足はない」と評しており、金融教育が学校のカリキュラムに組み込まれるなか、金融教育に活用される教材の多様化は進んでいるとみている。実際、金融教育用のリソース提供者は、イングランド銀行や各地域の自治政府、大手民間金融機関、政府公認のチャリティー団体など、多岐にわたる。例えば、英報告書では、イングランド銀行、教師向けオンラインリソースプラットフォームのTES社、国民的な子供向けコミック Beano が共同開発した初等教育用ツール「Money & Me」を紹介しており、「イングランド銀行と Beano の連携は誰が予想できたか」という表現を使い、その意外性を指摘するとともに、金融教育リソースの多様化が進んでいることを強調している。この他にも、英報告書は、スマートフォン用金融アプリ等が「学習の機会」になり得るとしたうえで、ゲーム要素を組み込む「ゲーミフィケーション」が「子供たちを引き込むアプローチ」であり、「金融リテラシーを開発する」と指摘している。実際、フィンテック企業 GoHenry など、決済等の金融サービスに加えて、ゲーム要素を組み込んだ金融教育コンテンツをアプリで提供する企業も存在する。

(2) 特徴的な取り組み

このように、英国では若年層への金融教育の体制・リソースが拡充・整備されてきており、多様な取り組みが展開されているが、その中でも特徴的と言えるものが複数存在する。

① 認証マーク制度

まず、多様化する金融教育に係るリソースの質を担保する方法の1つとして、若年層への金融教育リソースとして適切であることを公認する「Financial Education Quality Mark」(認証マーク)が用いられていることである。この認証マークは、MaPSが資金提供し、政府公認のチャリティー団体 Young Enterprise が Young Money ブランドで運営するものであり、その取得には「体系だった学習機会」や「若年層に魅力的」といった複数の要件を満たすことが求められる(表2)。また、最新の情報でアップデートする等の条件を満たさなければ、更新時に高い手数料が課されるなどの仕組みもあり、金融教育リソースの質の担保、あるいは向上に寄与している。

② 新サービスの金融教育への組み込み

次に、テクノロジー進展によって登場した新サービスを金融教育に組み込んでいる点である。英報告書でも問題提起されているが、金融教育

表2 英国の Financial Education Quality Mark 取得要件

① 教師・教育者と共に開発し、事前に若者に対して試行されている
② 特定の「変革の理論」、「評価制度」、「学習記録」を有している
③ 金融教育に主な焦点を当てている
④ 体系だった学習機会が含まれている
⑤ 若年層にとって魅力的かつ関連性がある
⑥ 明確に記載されており、利用しやすい
⑦ 正確かつ最新の情報まで反映されており、ブランド化されていない

(資料) Young Enterprise を基に日本総合研究所作成

へのキャッシュレス決済等の組み込みは、国を問わず大きな課題と言える。特に近年では、クレジットカードだけでなく、モバイルウォレットやQRコード支払い、あるいは暗号資産に至るまで、多様なキャッシュレス決済手段が普及しているため、こうした決済手段の知識をデジタルネイティブな若年層への金融教育に組み込むことは重要である。例えば前述の「Money & Me」や、大手金融機関 NatWest が提供する「MoneySense」においては、キャッシュレスの要素を、初等教育後期（7～11歳）の段階から組み込んでいる。

③ 金融教育の場の再検討

また、金融教育の場として、学校が見直されていることも指摘できる。英報告書では、金融面で脆弱な世帯ではデバイスを通じた金融教育へのアクセスが困難であることから、「金融教育が学校での提供に移行していくことは理解できる」と評している。一方で、現状、若年層が金融面の知見を得る先としては、依然として「保護者」が圧倒的に多い点を踏まえ、若年層、とりわけ学校における金融教育が始まる前の小学校中学年までの子供に対する金融教育については、保護者が一定の金融リテラシーを有していることが必要条件とも言える。保護者向けの金融教育リソースは、基本的には大人向けと同等だが、MaPS やチャリティー団体等は、親子で取り組む金融教育リソースも数多く開発・提供している。

④ 補助金の提供

最後に、限定的な範囲ではあるが、MaPS が金融教育プログラムに対する補助金を提供していることも、特徴的な取り組みと言える。具体的には、教師向け研究の拡大や、弱い立場にあ

る子供や若年層に対する取り組みの開発に繋がる金融教育のプロジェクトが対象となり、現時点でチャリティー団体が運営する7プロジェクトが対象となっている。

3 フィンランド：知識を行動に繋げる取り組み

(1) 金融教育に係る戦略

フィンランドでは、フィンランド中銀が2021年1月、金融リテラシー向上に向けた提言「Proposal for a national strategy to promote financial literacy in Finland」（以下、提言）を公表した。提言では、フィンランド国民の特性として、金融面の知識と行動にギャップがある点を指摘している。実際、欧州委員会が2023年7月に公表した金融リテラシー水準に係る調査によると、フィンランドの金融リテラシースコアはEU27カ国中15位であり、同スコアの構成要素である「知識スコア」と「行動スコア」は、前者が2位、後者が27位と、「知識はあるものの行動が伴っていない」という非常にアンバランスな結果になっている。フィンランドでは北欧型の手厚い社会保障が整備されているが故に、金融知識が行動に結びついていないと考えられる。

そして提言では、デジタル化が進む金融サービスを理解・活用できる能力や、株式や投資信託等での運用を通じた金融資本市場への参加率が、性別や所得によって差があることを踏まえ、国民の間で家計の管理能力にばらつきがある点に対して懸念を示している。こうした懸念への対応策には、「この国の経済主体に幸福をもたらす、不平等や排除を軽減する」ことができる金融リテラシーを向上させていくことが不可欠としている。

(2) 特徴的な取り組み

提言において紹介された特徴的な取り組みは、金融行動を促すもの（下記①～③）と、それ以外もの（④、⑤）に分けることができる。

① ゴールオリエンテッドな教育体系

提言では、金融リテラシー向上を達成するには、体系的かつゴールオリエンテッドでの教育が必要として、大目標「ビジョン」として「フィンランド国民の金融リテラシーを2030年までに世界最高にする」ことを掲げたうえで、金融知識、行動、姿勢のそれぞれにおいて、目指す変化（以下、ゴール）が設定されている。このゴールは、日常支出・家計プランニング・購買・借入・貯蓄・投資・保険など個人が日常的に関わる金融面のトピックであり、金融リテラシーの水準に依りて定められるべきとしている。そしてこれらのゴールの達成・未達成を判断する項目と基準がサブゴールとして設定される。例えば、金融行動におけるゴールが「家計プランニング」であれば、その達成・未達成を測るサブゴールは「少なくとも半数が毎月の家計の予算を立てることが出来る」と設定されている。

② 金融教育の社会活動への組み込み

また、金融行動を促すためには、成人後に金融行動が必要になるタイミングで適切な金融教育を提供することが重要との考えのもと、金融教育を幅広い社会活動のなかに組み込むことの必要性を強調し、幼少期・若年期、成人期、退職年齢期といったライフステージ別に、金融教育を提供できる場所等について例示している。その中では、例えば、幼少期・学齢期であればデイケアやクラブ、趣味の場など、成人期であれば子供の診療所、社会サービス事務所、職場など、学校や教育センター等の座学を中心とし

た教育の場でないところも挙げられている。

③ ゲーミフィケーション

加えて、金融リテラシー向上を促進する手段の1つとして「ゲーム」を挙げている。ゲームは娯楽として認知されており、人々にプレイする動機を与えることが容易という利点があり、実際、ゲーム要素を組み込んだ金融教育ツールは、フィンランドでは多数存在する。例えば、デジタルツールであれば、大学生に対して、仮想の学校生活をシュミレーションし、そこでの金融に係る意思決定の内容によってスコアを計算し、学部の学習とリンクさせる「TalousTandem」である。さらに、優勝者にフィンランドの大学の入学資格が与えられるコンテストである「Economic Guru」といったフィジカル（対面・実地）ツールもある。

④ 金融教育に係るコード（行動原則）の設定

一方、提言では、金融教育について、「その品質と公平性が信頼されていなければならない」と指摘されている。品質等の維持の方法については、自主規制などの順守すべき要件の設定が挙げられており、スペインで既に導入されているコード（行動原則／規範）と同等のものを設定することが検討されている。スペインのコードは、民間ではなく、政府が設定した点が特徴であり、金融リテラシー向上に向けた品質維持が各国共通の課題となるなか、注目される取り組みと言える。

⑤ 補助金の提供

また、提言では、金融教育を提供する非営利団体や金融教育の研究機関・研究者における資金確保の必要性が指摘されており、それに基づき、法務省は2023年、「金融リテラシー向上

表3 フィンランドの金融リテラシーに係るプログラムに対する補助金制度

名前	Valtionavustukset talousosaamisen edistämistoteuttaville hankkeille (金融リテラシー向上に係るプロジェクトに対する国家補助金)
担当官庁	法務省 (フィンランド)
対象	団体、協会、基金、個人研究者、研究機関など政府機関や企業は対象外 (当該プロジェクトに対する協業は可)
拠出可能額	最大 65 万ユーロ ただしプロジェクトの最大 90% (*) まで、最低 10% は自己負担 (*) 個人研究者は 100% まで認可
補助金の目的	金融リテラシー向上に係る取り組み・その関連調査の強化 金融の専門性とリサーチの促進
対象プロジェクト	有期のプロジェクト (新規プロジェクト、既存プロジェクトの拡張)
申請期間	2023 年 5 月 15 日～6 月 19 日
資金拠出時期	2023 年、2024 年

(資料) フィンランド法務省を基に日本総合研究所作成

に係るプロジェクトに対する補助金」の運営を開始した (表3)。この補助金の対象は、政府団体、協会、基金、研究機関・研究者であり、民間企業は一義的には対象外だが、対象組織・対象者との協業プロジェクトであれば対象となる。補助金の支給はこれからであるが、規模の大きい金融リテラシーに関するプロジェクトの実現をサポートしていくものと期待されている。

4 カナダ：金融レジリエンスの構築に向けた取り組み

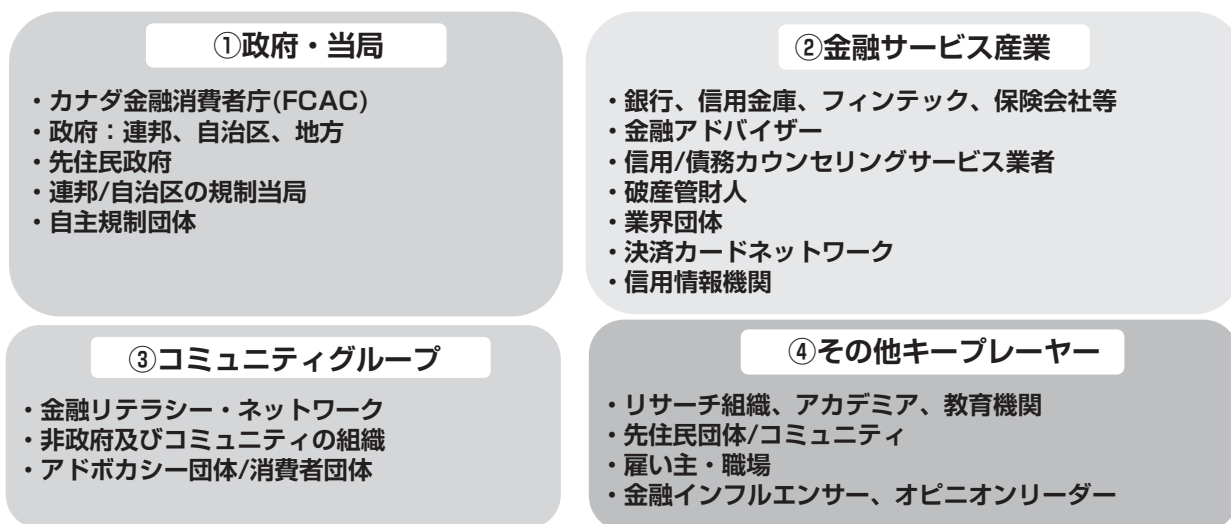
(1) 金融教育に係る戦略

カナダでは、「カナダ人の金融リテラシーの強化」を目的として設立された FCAC (カナダ金融消費者庁) が存在し、国全体として金融教育の推進により目指す姿や KPI、具体的な施策の策定を主導している。そして FCAC は 2021 年 7 月、2021～26 年の 5 年間における金融リテラシー戦略に係る報告書「Make Change That Counts: National Financial Literacy Strategy

2021-2026」(以下、加報告書) を公表した。加報告書では、金融教育の推進により目指す姿である「ビジョン」として、「デジタル化が進む世界で誰もが金融レジリエンスを構築できるカナダ」が示されている。金融レジリエンスは、一般的には金融機関や金融市場の健全性の意味合いで使用されることが多い言葉だが、加報告書では「カナダの消費者にも不可欠」としている。

加報告書によれば、個人の金融レジリエンスは、貯蓄や収入などの財源、政府や非営利団体等による支援、家族や友人との人的つながりなどの「金融リテラシー・エコシステム」に大きく依存し、その中で個人が金融知識、家計管理スキル、金融行動に対する自信といった金融面での能力を習得することによって構築されるものである。そしてこのエコシステムを構成する「ステークホルダー」として、① FCAC をはじめとした政府・当局、② 銀行や保険、フィンテック企業をはじめとした金融サービス産業、③ 消費者団体等を含むコミュニティグループ、④ リサーチ組織やアカデミアを含むその他キー

図1 カナダの「金融リテラシー・エコシステム」のステークホルダー



(資料) FCACを基に日本総合研究所作成

プレイヤーを挙げている(図1)。

そのうえで、金融レジリエンスを構築するためには、エコシステムのステークホルダーが、①誰でも理解できるコミュニケーション、②脆弱性を有する人々のニーズへの対応、③デジタルによるアクセスとデジタルリテラシーの強化、④信頼性のある適切な商品・サービスの提供、⑤意思決定を簡略化するための行動デザインの活用、⑥金融詐欺防止などの消費者保護対策の強化といった「優先事項」に取り組む必要があると指摘している。そして、各ステークホルダーが、優先事項において定められている役割を全うすることで、消費者の金融レジリエンスの構築に必要な能力や自信を向上させることができるとの考えが示されている。

(2) 特徴的な取り組み

① 情報過多の金融商品マーケットへの対処

近年は金融商品マーケットからの情報が増大・複雑化していることから、消費者は、金融に係る意思決定において不適切な選択をする等の不

利益を被る可能性がある。そのため、加報告書では、消費者が理解しやすい形で情報提供することを通じて、この課題に対処する方向性を示している。具体的には、一般的用語の利用と法律・専門用語の排除、金融商品の説明資料やマーケティング広告における情報の簡素化、ビデオやアニメーションを活用した情報提供による多言語化・アクセシビリティの向上、消費者が理解しやすい情報提供に係るベストプラクティスの共有、などを挙げている。そしてFCACは、「明確な記述・プレゼンテーションに係る原則及びガイドライン」を設定しており、金融機関はこれに沿った対応が求められている。金融商品やサービスの購入を検討している時など、学習機会として消費者が最も受け入れやすいタイミングで、適切に情報を提供することも挙げられている。こうしたタイミングを加報告書では「ジャストインタイム」と呼称している。

② 「行動デザイン」をベースとした取り組み

さらに加報告書では、消費者の金融面の行動

を外部から強制的に変化させる施策ではなく、消費者が自発的に適切な意思決定を下すよう周辺環境を整備する「行動デザイン」をベースにした取り組みが重要との認識も示されている。行動デザインのメリットとして、納税申告の改善、退職に備えた貯蓄増加、債務返済の効率化、保険申請プロセスの簡素化といった様々な分野において、消費者による自発的な行動を促すことで、「金融教育に係る社会的なコストを最小限に抑えながら、消費者を目標に導くことができる」と強調している。行動デザインを組み込んだ具体的な取り組みとしては、確定申告による税金還付額を貯蓄に振り向けるように促す仕組み「Refund to Savings」や、クイズ等を通じて金融教育関連の情報を提供し、資金計画の策定を促すモバイルアプリ「Budgeting」が挙げられている。

5 豪州：金融ケイパビリティの強化に向けた取り組み

(1) 金融教育に係る戦略

豪州政府は2022年2月、金融教育に対する基本的な考え方と具体的な取り組みをまとめた報告書「National Financial Capability Strategy」(以下、豪報告書)を公表した。この豪報告書のなかでは、個々人の「金融ケイパビリティ」を強化したうえで、政府等が「十分な知識、スキル、タイムリーで信頼できる情報源、および適切なツールを、適切なタイミングで個人に提供」すれば、「金融ウェルビーイング」の達成と、「金融レジリエンス」の確保に繋がると指摘されている。また、金融ケイパビリティについては、「金融面での適切な意思決定をするために必要な知識のみならず、自分の人生に合った、金融面での前向きな行動や家計管理上の決断に繋がる、知識、スキル、自信及び姿勢を組み合わせたもの」

と定義している。

豪報告書では、金融ケイパビリティを構成する各要素の「優先すべき成果」の程度を測定する項目として、①知識面では、情報の所在や基本的な金融の概念の理解、②スキル面では、リスクと機会の把握と金融情勢変化時の対応力、③自信と姿勢では、目標達成の意欲や支援を探す気持ち、④行動では、お金の出入りへの着目や債務管理などが挙げられており、アンケート調査などを通じて測定することが重要と指摘されている。

(2) 特徴的な取り組み

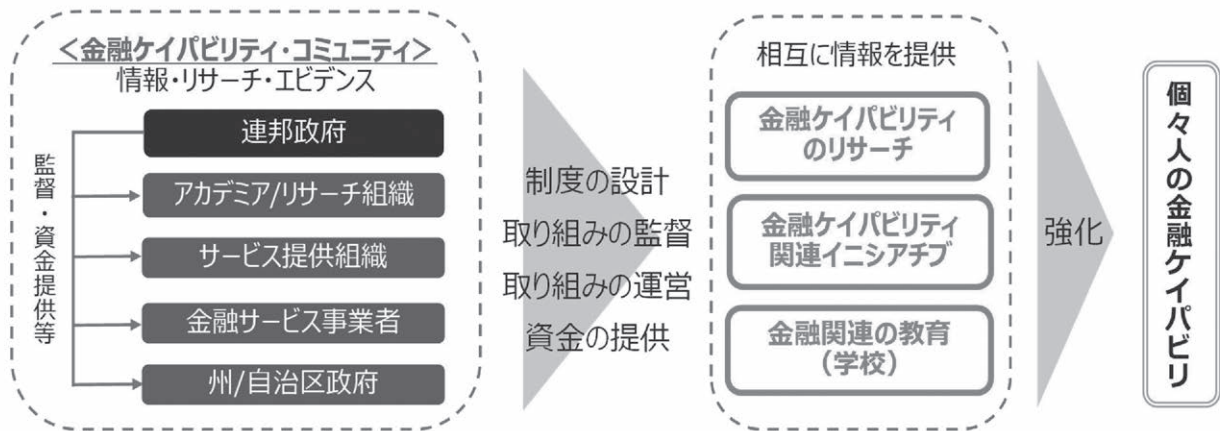
① 「金融ケイパビリティ・コミュニティ」

豪報告書では、国民の金融ケイパビリティ強化という大きな目標の実現に関連する組織として、①連邦政府、②アカデミア/リサーチ組織、③サービス提供組織、④金融サービス事業者、⑤州/自治区政府を挙げており、これらの組織が、各種情報およびリサーチ結果等を共有する「金融ケイパビリティ・コミュニティ」として相互に連携し、金融教育などに取り組むことが重要であると指摘している(図2)。実際、本コミュニティ内では、アカデミア/リサーチ組織が「金融ケイパビリティのリサーチ」を行い、そこから得られた知見を活用して、(a)連邦政府や州/自治区政府が実施したり、サービス提供者や金融サービス事業者が顧客等に提供したりする「金融ケイパビリティ・イニシアチブ」のほか、(b)州/自治区政府が学校で提供する「金融関連の教育」が実行されている。

② 政府横断的なアプローチ

豪報告書は、全国の個人にアクセス可能で、コミュニティ内の連携を推進するリーダーシップを発揮でき、かつ、金融教育に係る戦略にお

図2 豪州の「金融ケイパビリティ・コミュニティ」のイメージ



(資料) National Financial Capability Strategy を基に日本総合研究所作成

いて大規模なイニシアチブを提供できる組織は政府全体である、としている。金融ケイパビリティに係る取り組みの責任は一義的には豪財務省にあるものの、多様な政府関係機関が、ターゲット別にイニシアチブを実施しており、政府横断的な取り組みになっている。例えば、全国民を対象とするイニシアチブには、証券投資委員会が提供する家計管理およびライフプランニングのオンラインリソースである Money Smart などがある。

③ ターゲット層の設定と優先順位の明確化

豪報告書では、金融教育のターゲット層を具体的に、①若年層、②女性、③リタイア層、④先住民、と設定している。一方で、金融ケイパビリティ強化にあたっては若年層を最優先とし、豪政府が、若年層が今後直面する金融面での初めての体験を、今後の前向きな行動につながるように支援し成功させていくことが重要だと明記されている。また、若年層の金融ケイパビリティ強化における保護者が果たすべき役割の大きさも指摘し、イニシアチブは「若年層とその保護者を一体として設計していくべき」とし

ている。若年層に次ぐターゲット層である女性、リタイア層、先住民に優先度の差はないが、全国金融ケイパビリティ調査等においては、女性が金融面で不利な環境に置かれていることが示されているため、女性の金融面での保障の確保や、金融面での虐待の防止に係るイニシアチブにも豪政府は力を入れている。

④ 企業型確定拠出年金に係る取り組みの実施

豪政府は、企業型確定拠出年金 (Super) に関係するイニシアチブに積極的に取り組んでおり、実際、国税庁の実施しているイニシアチブの多くが、Super 関係の取り組みとなっている。例えば、国税庁が提供している「Tax, Super + You」は、動画やクイズ等を通じて Super に関する若年層の理解を深め、将来必ず直面する老後生活に対して金融面での行動をとるように促すものとなっている。

6 わが国の金融教育に係る戦略と海外事例からの示唆

(1) 金融教育に係る戦略

わが国の基本的な方針では、「国民の安定的な

資産形成に関する教育及び広報」の推進のために、金融リテラシー面で幅広い取り組みを実施し、2028年度末を目途に、「金融経済教育を受けたと認識している人の割合」が米国並み(20%)となることを目指す、と明記されている。そして取り組みの方向性として、長期・積立・分散投資の意義の普及・啓発、金融トラブルから身を守るための仕組み構築・知識習得、消費者教育・社会保障教育との連携、職域で金融教育実施、学校等教育現場のサポート、金融経済教育推進機構の活動を通じた教育活動の抜本的拡充、などが示されている。

(2) 海外事例からの示唆

わが国の基本的な方針は取り組みの方向性こそ示されているものの、具体的内容については未だ不明瞭なものも多い。本稿で紹介した海外先進国の事例からは、今後、わが国で具体的な施策を検討するうえでの示唆として、以下の3点が得られる。

① 金融教育推進に係る責任組織の明確化と関係者やターゲットの拡充

英国やカナダでは、金融教育推進に係る「責任を有する組織の明確化」とされている。カナダの金融リテラシー・エコシステムや豪州の金融ケイパビリティ・コミュニティでは「関係者の拡大・連携強化」している。そして英国や豪州では、保護者世代あるいは若年層・女性など、金融教育の「ターゲットの明確化」がなされている。わが国において今般設立された金融経済教育推進機構の今後のあり方や、同機構が展開する取り組みに対して、こうした海外の事例は特に参考になると思われる。

② 金融教育を受ける機会の拡充とインセンティブの向上

フィンランドにおける金融教育の「社会活動への組み込み」や、カナダの行動デザインをベースにした取り組みのような「行動経済学の活用」は、金融教育の受ける機会の拡充につながるほか、英国やフィンランドでのゲーム要素を組み込んだ金融教育コンテンツの提供は、利用者のインセンティブを高める取り組みとして参考になる。わが国では、「資産所得倍増プラン」において、金融教育を充実させるために「行動経済学の知見を参考にする」としており、カナダ等での取り組みは注視すべき事例と言える。

③ 質の高い金融教育の提供に向けたサポート

英国の認証マーク制度やフィンランドのコード（行動原則／規範）の設定は、「質の高い金融教育の提供」を後押しするほか、英国やフィンランドで提供されている補助金に代表される財政的な支援も、非営利団体によるサービスの提供、金融教育に係る研究の促進を通じて、金融教育の質の向上に寄与するものである。多くの国では多種多様な金融教育リソースが存在し、利用者側がそれを自らの状況に合わせて適切に選択することは困難な状況にある。そうした意味で、リソースの質を担保するシステム・制度は、わが国でも早急に導入を検討すべきではないか。

7 おわりにーわが国の金融教育の推進に向けてー

わが国の家計が有する2,100兆円を超える家計金融資産を経済全体にとって有効に活用するためにも、個人の金融リテラシーの向上は極めて重要である。足元で金融教育が注目されているとはいえ、個人の金融リテラシーを高めていくには、長期にわたる地道な活動が欠かせない。

本稿で示したように、海外先進国の金融教育に係る取り組みからは、現在のわが国の金融教育の参考になる示唆を得ることが出来る。今後は、こうした示唆を踏まえ、行政機関や中央銀行、金融機関やフィンテック企業、アカデミアやリサーチ組織、そして一般企業などの幅広い金融教育関係者が協力・連携しながら、国全体として金融教育を推進していくことが、わが国の金融教育の幅広い普及にとって重要になるのであろう。

のむら たくや

日本総合研究所 調査部次長 兼 金融リサーチセンター
主任研究員

2001年4月に三井住友銀行入行。日本総合研究所調査部マクロ経済研究センター、在米日本大使館財務班（ワシントンDC）、三井住友銀行経営企画部金融調査室（ニューヨーク）、経済同友会政策調査部を経て、2020年4月に日本総合研究所調査部金融リサーチセンター主任研究員。2024年4月より現職。専門分野は金融全般及び内外マクロ経済で、現在の注力テーマは国際金融都市、金融教育、金融データ分析、内外金融機関戦略等。2021～2023年度の国際金融都市 OSAKA 推進委員会のアドバイザー。
